

松江市告示第 234 号

松江市プロジェクト連携（新型コロナ対策）支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市プロジェクト連携（新型コロナ対策）支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市の交付する松江市プロジェクト連携(新型コロナ対策)支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 企業グループ 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者等（中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関をいう。以下同じ。）で構成するグループ（当該中小企業者等の会費を主たる財源にしているグループに限る。）をいう。
- (3) プロジェクト連携 課題を解決するための中小企業者等の連携をいう。

（補助の対象等）

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市プロジェクト連携(新型コロナ対策)支援事業補助金
補助金交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響下で取り組むプロジェクト連携に対し、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者等の連携の促進を図り、もって市内の中小企業者の競争力の強化に寄与することを目的とする。

<p>交付の対象である事業の内容</p>	<p>個社では解決困難な共同受発注、新製品・新技術開発、人材育成、販路開拓の課題に対応するために取り組む研究、研修、勉強会等のプロジェクト連携事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業を除く。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象経費は、プロジェクト連携に係る次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。</p> <p>(1) 共同受発注      謝金(専門家等謝金)、旅費(社員旅費(年1回、宿泊費除く。))、専門家等招聘旅費)、委託費、会場費(展示会出展費除く。)、備品使用料、印刷製本費、通信運搬費(郵便代、運送代)、広告宣伝費</p> <p>(2) 新製品・新技術開発      謝金(専門家等謝金)、委託費、会場費、備品使用料、研究費(分析・試験費、商標等権利取得費)、原材料・副資材費</p> <p>(3) 人材育成      謝金(専門家等謝金)、旅費(社員旅費(年1回、宿泊費除く。))、専門家等招聘旅費)、委託費、会場費、備品使用料、資料購入費</p> <p>(4) 販路開拓      謝金(専門家等謝金)、旅費(社員旅費(年1回、宿泊費除く。))、専門家等招聘旅費)、委託費、会場費(展示会出展費除く。)、備品使用料、印刷製本費、通信運搬費(郵便代、運送代(販売用商品輸送費除く。))、研究費(分析・試験費、商標等権利取得費)、広告宣伝費、消耗品費(試飲試食資材費)、役務費(販売促進員等賃金)</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認める経費</p>
<p>交付の率又は金額</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)とし、100万円を上限とする。</p>
<p>補助事業者の範囲</p>	<p>補助事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす企業グループとする。</p> <p>(1) 構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等であること。</p> <p>(2) 構成員のうち、市内に事業所を有する中小企業者が補助事業の完了時に市税を滞納していないこと。</p>

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業グループの概要が分かるもの
- (2) 幹事選定報告書
- (3) 定款又はこれに準ずる規約、会則等  
(事業計画書の審査)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る事業計画書の審査を必要に応じて別に定める審査会に依頼することができる。

2 市長は、前項の規定により審査を依頼したときは、当該審査の結果を参考に、当該申請に係る事業計画書を採択するか否かを決定し、その結果を審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(軽微な内容の変更)

第6条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

2 前項第4号の証明書は、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、誓約及び同意書をもって代えることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。